

陳 情 番 号	陳情第14号
件 名	溶融スラグ製造機能付「高効率ごみ発電施設」整備、プラスチック製容器包装分別収集の中止、ごみ処理有料化の完全中止を求める陳情
受 付 年 月 日	令和6年11月21日
回 付 委 員 会	経済環境委員会
(陳 情 要 旨)	
岐阜市環境部は「自治会に対して補助金を出し、自治会加入者に対しては自治会を通して有料指定ごみ袋を無料配付し、非加入者に対しては自費で有料指定ごみ袋を購入させる。」という政策を立案しているが、自治会を行政組織の一部として扱い、自治会加入者と非加入者の間に不公平を生じさせる政策は、地方自治法第260条の2第6項及び日本国憲法第14条第1項違反であると考える。 そもそも、プラスチック製容器包装分別収集及びごみ処理有料化は、自治体、日本容器包装リサイクル協会、事業者、有料指定ごみ袋製造業者、ガソリンスタンド等が利益を得るだけで、無償労働で分別をさせられ、有料指定ごみ袋を買わされる住民にとっては事実上の増税であるだけでなく、化石燃料と費用が余計に使われるため、住民にも経済にも環境にも悪影響を及ぼす。 プラスチック製容器包装分別による影響は、日本の限界消費性向を0.7、18歳以上の住民1人がごみ分別にかけている時間を1週間当たり30分、岐阜県の最低賃金である時給1,001円と仮定すると、年85億8,858万円の負担となり、乗数効果はマイナス200億4,002万円となる。 ごみ処理有料化の影響は、低く見積もった場合、年間1,050万枚の45リットル入り1枚50円の有料指定ごみ袋が消費されると仮定すると、年間294トンの袋ごみが増え、年5億2,500万円の負担増、乗数効果はマイナス12億2,500万円。高く見積もった場合、18歳以上の住民1人当たりの負担額を年5,000円と仮定すると、年16億5,000万円の負担増、乗数効果はマイナス38億5,000万円となる。 プラスチック製容器包装は、再商品化の資源としての価値はマイナスだが、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレンの燃焼熱量は化石燃料に匹敵するため、燃料としての価値はある。 したがって、プラスチック製容器包装を分別せずに普通ごみとして収集して焼却し、その際に発生する熱を活用して発電するサーマルリサイクルを行うと、化石燃料及び費用の節約となり売電収入も得られるため、住民にも経済にも環境にも優しい政策となる。 滋賀県守山市において、ごみ処理施設の更新に伴い分別をやめてサーマルリサイクルへ移行することにより、ごみ処理施設の電気代を約6,500万円削減し、約2,700万円の売電収入を得て、二酸化炭素の排出量を約17%削減したという事例がある。 また、ごみ焼却灰を加熱して溶融スラグを製造すると、質量が約10分の1、体積が約100分の1となり、建設資材や稲作用の肥料としても活用できるため最終処分場の延命問題が解消し、ごみ処理有料化をする理由がなくなる。 環境省は高効率ごみ発電施設の整備に関して循環型社会形成推進交付金を用意しており、措置率は50%となっているため、循環型社会形成推進交付金を活用して溶融スラグ製造機能付高効率ごみ発電施設を整備することが合理的だと考える。 岐阜市環境部はごみ処理有料化をした自治体のごみ排出量が減っていると主張しているが、環境省の廃棄物処理技術情報によれば、2010年以前に比べ、同年以降はごみ処理有料化後のごみ排出量の減少率が大幅に低下しており、特に2	

016年以降は、1人1日当たりの総ごみ排出量が、ごみ処理が有料の自治体も無料の自治体もほぼ変わらず、むしろ無料の自治体の方が少ない年もあることから、ごみ処理有料化を完全に中止すべきと考える。

については、下記事項について陳情する。

記

- 1 ごみ処理有料化の検討を打ち切り、ごみ処理有料化を完全に中止すること。
- 2 溶融スラグ製造機能付「高効率ごみ発電施設」の整備を行うこと。
- 3 プラスチック製容器包装の分別収集を中止すること。